

2021.4.16

愛知県からのお知らせ

**変更**

営業時間短縮の要請期間の変更

名古屋市全域を対象エリアとした「愛知県感染防止対策協力金（3/22～4/21 実施分）」の実施概要について

愛知県は、2021年3月18日（木）に発表した「愛知県感染防止対策協力金（3/22～3/31 実施分）」について、営業時間短縮要請を4月~~21~~<sup>19</sup>日まで延長することに伴い、3月22日（月）から4月~~21日（水）~~<sup>19日（月）</sup>を対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金（3/22～4/21 実施分）」として実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮<sup>19</sup>を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金（3/22～4/21 実施分）」を交付します。

※営業時間短縮には感染防止対策のため終日休業した場合も含む。

2 対象期間・支給額（予定）

対象期間：2021年3月22日（月）から4月~~21日（水）~~<sup>19日（月）</sup>まで（~~31~~<sup>29</sup>日間）

支給額：1店舗1日あたり2万円 最大~~62~~<sup>58</sup>万円（要請に応じた日数分を交付）

3 主な対象要件

対象事業者	対象エリアに所在する営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者（大企業も含む） <対象エリア> <b>名古屋市</b> <対象施設> <b>酒類の提供を行う飲食店等</b> ※飲食店営業許可が必要
営業時間の短縮	午前5時から <b>午後10時</b> まで ※従前より午前5時から午後10時までの時間帯を越えて営業していることが必要
主な要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示

#### [参考情報]

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」(PR ステッカー・ポスターの取得方法等)については、下記を御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、下記を御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

#### 4 申請受付の方法・期間

申請は、「愛知県感染防止対策協力金 (3/22~4/21<sup>19</sup> 実施分)」として、一括で受け付けることとし、<sup>5月上旬</sup>~~4月下旬~~から申請受付を開始する予定です。

受付方法の詳細については、現在調整中です。詳細が決まりましたら、新型コロナウイルス感染症対策サイトでお知らせします。

#### 5 申請に必要な書類 ~~(予定)~~

- (1) 協力金交付申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業実態が確認できる書類
  - ・飲食店営業許可書(証)の写し
  - ・確定申告書の写し
- (4) 営業時間短縮等の状況が確認できる書類  
ホームページの画面の写し又は貼紙やチラシの写真など
- (5) その他本人確認等に必要書類  
運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (6) 振込先口座がわかる書類

#### 6 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金 (3/22~4/21<sup>19</sup> 実施分)」、「安全・安心宣言施設」PRステッカー等については、県民相談総合窓口(コールセンター)までお問い合わせください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)